

英國
初學教育條例

十二

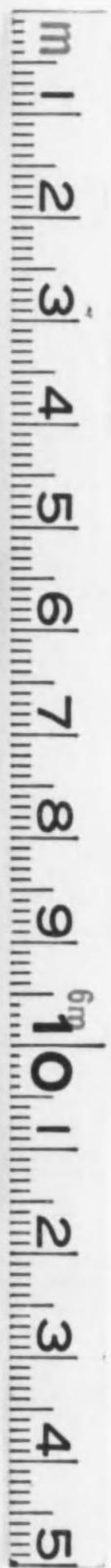
特279-308



1200501132339

279

308



始



177 279

308

學務局會計簿則及ニ該簿検査ノ事ニ関シテ
濟貧事務局ヨリ發スル布令ノ旨ヲ明ニセシ
カ為メニ更ニ學務ニ附スル指令書ノ事

一千八百七十一年七月十日倫敦府西南地

方「ホ」口「井」ト「ホ」ルル地統學院ヨリ寄スル氏

學務局書記官各位閣下ニ白ス頃者予卿等ノ為
メニ謀リ一千八百七十年制定初學教育條例第
六十章所載濟貧事務局所發ノ布令中學務會計
簿模式検査等ノ事ヲ論スルモノヲシテ詳明シ

易カラシメント欲シ本院掌計官特制ノ告書ヲ
以テ之ヲ卿等ニ寄贈ス乃下ニ陳ル所ノ如シ卿
等幸ニ之ヲ収メヨ

書記官 エフアールサインドホルト
学務局書記官閣下

會計簿ノ事

書記官掌計官職掌及ヒ貨幣簿書

第一条 凡ソ受収費却ノ面金額ハ其出納ノ時
日ヲ逐テ之ヲ貨幣簿中ニ登録ス而シテ其書載
セシ紙面ノ一方罰界中ニ託スルニ其之ヲ出納

セシ事實由縁ヲ詳録ス

第二条 教育主務内閣議會委員ヨリ受収スル
所ノ給与金ハ之ヲ別儲トシテ通常一定ノ惣額
金ニ混スルヲナカラシム而シテ會計簿中其納
金ヲ記登シ之ニ傍テ其給与金ヲ受クル所ノ校
名ヲ記録ス

第三条 貨幣簿ハ時々掌金者ノ簿書ト照會參
考シ其必要トスルモノアレハ按テ貨幣簿中ニ
登記スルヲアルハ

第四条 貨幣簿ハ例年三月二十五日九月二十

九日兩回ニ決算スヘキモノトス而シテ若シ我
全アル片ハ之ヲ兩後半年間出納貨幣簿中ノ簿
首ニ記シ以テ該期限内ノ用金ニ充ツ
第五條 又學校臨時費用トシテ初學教育條例
第十五章ニ拠リ任命セシ學校長ニ附スルニ預
備金ヲ以テスル片ハ則其金額若干ヲ貨幣簿中
納金ノ部内ニ登記シ之ニ傍テ其校名ヲ併記ス
但校長預備金云々ノ條下ヲ參考スヘシ
第六條 又校長ハ其校ノ出納簿ヲ作り利得ト
費用トヲ詳記シテ之ヲ學務局ニ附スヘシ但

此出納簿關係ノ指令ヲ明ニセント欲セハ下條
ヲ參看スヘシ
第七條 受収消費ノ二件ハ必ず貨幣簿書中ニ
ヲ抄出シテ之ヲ出納原簿中各項下ニ登錄スヘ
シ而シテ例年ノ支給ニ關係セル款件ハ後條ニ
記載スルカ如キ方法ヲ以テ摘要簿書中ニ登錄
スヘキモノトス且ツ之ヲ登錄スルニ當リテハ
其出納原簿及ニ摘要簿書ノ葉号ニ注意シテ之
ヲ忘遺スヘカラス

出納原簿

第九條 上文所示命令ノ第一條ニ云ヘル如ク
 凡テ諸般ノ會計ハ各項ニ別テ之ヲ出納原簿中
 ニ登錄ス且ツ通常ノ貨幣簿書及ヒ小貨幣簿其
 他校長手簿中ニ記載セル諸款モ亦其關係セル
 各項下ニ於テ併記ス而シテ上條ニ云ヘル如ク
 其抄出スル諸簿書ノ葉号ハ宜ク之ヲ注意シテ
 忘遺スル等ノ失奉アルヘカラス
 第十條 事務局毎半年ノ決算書ハ學校資本ト
 シテ受収スル所ノ金額ト其消費スル所ノ総數
 トヲ詳載シテ取テ遺漏アラシムヘカラス并

クトリヤ女王即位第三十三年及ヒ三十五年祭
 行條例第七十五篇五十三章ヲ看ルヘシハ是其
 出納ヲ詳明ナラシメ且ツ校長ノ所有セル利金
 ノ多寡ヲ審知セシメンカ爲メナリ故該校長ノ
 管治セル會計簿中ニ於テ受収及ヒ消費ノ條件
 ハ則後條ニ記載セル如キ方法ヲ以テ之ヲ出納
 原簿中ニ登錄スルハ實ニ必要ノ下トス
 一千八百七十年初學教育條例第十五章ニ於
 テ任用セル校長ニ付スル預備金ノ事
 第十條 凡校長ヲ任用セル學校ニ在テハ別ニ

會計簿ヲ作成スヘキモノニシテ斯ノ如キ学校ノ校長タルモノハ學務局ノ委託ヲ受ケテ資本金ノ全額又ハ其一部ヲ受納交付スヘキ權利ヲ有スルコトアリ而シテ其受納スル金額ハ總テ貨幣簿書及ヒ己ノ所有セル會計手簿中ヨリ抜抄シテ該学校出納簿書上出金ノ部ニ登記シ其消費スル所ハ之ヲ納金ノ部ニ登記スヘキモノトス

第十一条 上条ニ云フ所ノ校長ハ一期年間ノ計算ヲ做シテ其受納ト消費ト人會計簿ヲ學務

局ニ進呈スルコトアルヘシ而シテ其期限ノ如キハ第三月二十五日第九月二十九日及ヒ一千八百七十一年発行新定律令中^レガ并クトリヤ女王ノ内閣會議委員草案書第十三条ニ解明スル処ノ期日ヲ過ル後ハ速ニ之ヲ進呈スヘクシテ乃チ此命令ニ附録セル附加条目(E)ヲ一看スルヲ可トス

第十二条 學務局亭金者ヨリ交付セザル処ニシテ利得金ノ一部ニ係ルモノ被令ハ學校謝金及ヒ生徒ニ賣却セシ書籍代價ノ如キハ其金額

ヲ斯ノ如キ會計ノ管係セル項下ニ於テ出納簿
 書納金ノ部内ニ登記シ又之ヲ學校會計ニ關係
 セル出納原簿出金ノ部内ニ登記スヘキモノト
 ス
 第十三条 學校謝金及ヒ生徒ニ賣却セシ書籍
 代價ノ如キ學務局掌金者ノ簿書中ニ於テハ敢
 テ之ヲ登記スルコトナシ如何トナレハ斯ノ如キ
 金額ハ唯校長ノ之ヲ使用シ以テ學校ノ費用ヲ
 補フノミニ止ラ到底校長ノ掌握限内ニ屬スヘ
 キモノナルカ故ナリ

第十四条 各學校ノ會計簿ニ記載スル費用ノ
 金額ハ之ヲ一項ニ總括シテ其會計原簿中入金
 ノ部内ニ登録スヘシ而シテ出納原簿ニ於テハ
 之ヲ毎項ニ区分シテ出金ノ部内ニ登録スルヲ
 可トス
 第十五条 出納原簿中ニ於テ斯ノ如キ記載ヲ
 做スハ半年間ノ會計ヲナシテ校長ノ受取シ且
 ツ消費セル金額ヲ決算スヘキ以前ニ於テスル
 ヲ可トス
 第十六条 凡ソ校長ニ委託スル金貨ハ會計簿

中二途ニ記載スル額教ノ差ヲ生スル中ニ之ヲ残
金トシテ交付シ其所管ニ般セシム

第十七条 廣大ノ学区ニレテ許多ノ学校ヲ包
括スル処ニ在テハ每学校ニ長ノ受収シ且消費
スル所ノ金額ヲ合同ニテ一般ノ統會計ヲ做マ
テアルヘシ蓋シ之ヲ以テ却テ利便ヲ得ルコト
ルカ為メナリ故ニ斯ノ如キ時ニ際シテハ該学
区内ノ各校長ハ尽ク集會スルコトナカルヘカラ
ス然リト雖モ又上条ニ記載スル如キ方法ヲ用
エ各学校ニ於テ箇々殊別ノ會計ヲ為スハ實ニ

必要ノコトニレテ止ムヘカラサルモノトス

第十八条 九ツ學務局ニ於テ其會計簿ヲ檢査
スルニ方リテハ上条ニ云ヘル如キ各学校會計
簿其ニ其消費セル金額ノ信書證契等ヲ呈進セ
サルヘカラス是學務局會計簿ニ記載セル受納
消費ノニ金ニ就テ其参考ニ供シ大ニ利便ナラ
シムルアレハナリ

第十九条 恒例ノ支給ニアラステ臨時学校
ニ受納シ交付スル所ノ金額返令ハ借用金及ヒ
之ヲ還納シ或ハ土地ヲ買得シ或ハ学校ヲ築造

道し且之ヲ脩繕し若クハ學務局吏員給料等ノ如キモノハ總テ之ヲ學校會計簿中ニ登錄スルヲナク唯學務局會計ノ一部分ト做シテ之ヲ見ルヘキナリ

一 般ノ會計簿則

第二十条 一般ノ會計簿ハ後半年ノ始ニ於テ先ツ前半年ノ剩餘金ヲ入金ノ部ニ登錄シ以テ之ヲ起スヘシ

第二十一条 每半年ノ會計即チ三月二十五日及ヒ第九月二十九日ノ兩期ヲ過ル後校長ノ會

計簿ニ記載シタル利得及ヒ費用ノ金額ヲ各項ニ區分シ之ヲ出納原簿中入金入金ノ兩部ニ挿記シ了ルキハ其所存金他語ヲ以テ之ヲ論スレハ則借入金ニシテ公債ヲ償却スル為ニ集収セシ資本金又ハ校長ニ交付スル處ノ預備金及ヒ小會計付与金ヲ除ク外諸般ノ利益ニ於テ其真正ナルモノハ必ズ其項ヲ別テ之ヲ一般ノ會計簿中ニ登錄スヘキモノトス而シテ斯ノ如キ金額ノ關係スル項名ハ之ニ及對セル處ニ於テ之ヲ記載スルヲ可トス

第二十二条 然テ利得ニ係ル全数ハ一般ノ會計簿中入金ノ部内ニ於テ之ヲ記載スヘク又費用ニ係ル全数ハ出金ノ部内ニ於テ之ヲ記載スヘキモノトス

第二十三条 特例

第一款 元々半年間ニ受取セシ借用金ノ総額ハ一般ノ會計簿中入金ノ部内ニ於テ何々ノ為ニ受取スル所ノ借用金ト名称シ以テ之ヲ登録スヘシ其半年間ニ償却スル所ノ総額ハ該簿書中何々借用金償却ト題示セル条下ニ於テ之ヲ

出金ノ部内ニ登録スルヲ可トス

第二款 公債ヲ償却スヘキ為メ其資本トシテ毎半年ニ集取スル所ノ金額ハ一般會計簿中ノ該項下ニ於テ之ヲ記載スヘキモノトス

第三款 校長ニ交付スヘキ所ノ委託金及ヒ小會計付与金等ニ就テ決算シ了ル所ハ則其決算書中ノ一部份ト為スヲ得ヘシ必ス他ノ方法ヲ以テ一般ノ會計簿ヲ決算スヘカラス然リトモ是等ノ金額ハ次回半年ノ初ニ於テ斯ノ如キ會計簿中出入金ノ部ニ於テ詳細明記スヘキモノトス

第四款、通常ノ備用金及ニ公債ヲ償却スヘキ
為ニ集納スル資金會計簿ノ如キモ亦之ヲ決算
セサルヘカラス然レモ是等ノ決算ハ決シテ一
般會計簿書中決算ノ一部ト看做ズルアルカ
ラズ
第二十四条、貨幣簿書及ニ校長ニ付スル金貨
簿書又ハ小會計簿書等簿面ニ残金ノ生スルア
ルハ則之ヲ一般會計簿書上ノ剩餘トス
第二十五条、凡ソ貨幣簿書中ノ決算スル所ハ

必ス學務局掌金者ノ做セル會計簿ノ清集ト一
結合同スヘクシテ毫モ齟齬アルヘカラス然レ
モ若シ掌金者ニ於テ該局ヨリ指令スル処ノ金
額ヲ悉皆交付セサルハ則然ル丁難ハサルナ
リ
第二十六条、學務局ニ於テ每半年ノ會計簿ハ
四月廿九日トシテ五月即位ノ第三十三年及ニ第三
十四年ニ於テ発行セル條例書第七十五篇乃至
十九章ヲ看ルヲ可トス必ス出納原簿内ニ記載
セル一般會計中ヨリ抽出シテ之ヲ作成スヘク

而シテ原簿ト度ニ差異アルヘカラス

小會計簿書

第二十七條 小會計簿書ヲ擔任管理スル人
為ニ預メ交付スル所ノ金貨ハ其全額ノ如キ小
會計ヲ整治セシカ為メ學務局ニ向ヒ要望スル
所ニ由リ之ヲ決定スルヲ可トス一特ニ掌金者
ニ全シテ集収セシムヘキモノトス

第二十八條 斯ノ如ク預メ給与スル所ノ金貨
ハ貨幣簿書中在テハ小會計ノ記載セル項下
ニ於テ之ヲ登録スルヲ可トス又出納原簿ニ在

テハ負債ノ部ニ於テ之ヲ詳記スヘキモノトス
第二十九條 又小會計ヲ擔任管理スル所ノ人
ハ必ズ其簿書中負債ノ部ニ於テ受納スル金貨
ノ総額ヲ詳記スヘシ而シテ斯ノ如キ簿書ノ決
算ハ四季ノ終末毎ニ必ズ之ヲ做サ、ルヲ得ス
且ツ其消費ニ就テ種々ノ款件ハ事情ノ関スル
所ニ從ヒ毎項ニ区分シテ之ヲ出納原簿中ニ登
記シ更ニ其総額ヲ小會計簿書中入金ノ部内ニ
於テ明示セサルヘカラス

第三十條 出納原簿中ニ斯ノ如キ費用ノ事ヲ

記載スルニ方リ別ニ大ナル利便ヲラシムカ爲
ノ小會計簿書ニ於テモ亦之ヲ摘要抄写スル
アルハシ

摘要簿書ノ事

第三十一条 凡ソ學務局ニ於テ設立セシ各學
校ニ関セリ利得費用ノ如キハ毎年ノ會計簿ヲ
作成スルニ方リ一千八百七十一年発行ノ律令
書第三十三條ヲ以テ解説スル如ク此命令ニ附録
セル附加條目ノ様式ニ從ヒ統學院ニ於テハ期
年終末毎ニ該局ノ書記官ヲレテ之ヲ決算セシ

ムルコトアルヘシ

第三十二条 各學校ニ支給スル毎年ノ會計簿
ハ其利得及ニ費用ヲ詳カニレ之ヲ記載セ
サルヲ得ス而シテ斯ノ如キ金額ノ受納消費ハ
及令其校長ニ於テスルモ又學務局掌金者ニ於
テスルモ然テ「ウ井ケトリヤ」女王即位ノ第三十
三年及ヒ第三十四年ニ發行セル條例第七十五
篇第九十七章ヲ看ルヲ可トス」
故ニ以下諸條ニ記載スル所ノ如キハ準則シテ
必ス之ニ由ラサル能ハス

第三十三條 第一ニハ學務局掌金者ニシテ若
シ學校ニ資結スヘキ每年ノ金額ヲ受納消費シ
校長タルモノ取ラ之ニ関涉セサル中ハ則貨幣
簿書中金額ヲ書載スル該會計關係ノ項下ニ於
テ學校ノ名ヲ附加シ以テ他ノ諸金ト混交セシ
ムヘカラス

第三十四條 第二ニハ學務局ヲ設置スル處ノ
學校ニ於テ殊別ノ會計ヲ做スニ方リ摘要簿各
ヲ用フルコトアルヘキモノトス

第三十五條 凡ソ斯ノ如ク毎年學校ニ資給ス

ル金額ノ會計ヲ做スニ方リ其受納及ヒ消費ハ
仮如學務局掌金者ニ於テスルモ又ハ校長タル
モトニ於テスルモ決シテ之ニ関涉スルコトナク
必ズ之ヲ貨幣簿及ヒ校長ノ手簿ヨリハ附加條
目ヨリ見ルヘシニ據テ以テ摘要簿中各學校
ノ會計簿ヲ抄録セシ間ニ挿記セサルヘカラス
而シテ各款皆其關係スル所ノ學校若シ會計ノ
項下ニ於テ之ヲ記載スルヲ可トスハ此命令ニ
附録セル附加条目ヨリ一看スルニ故ニ書記
官タルモノハ是等ノ諸簿ヲ記載スルニ方リ教

青主務ノ内閣會議委員ヨリ額數ヲ定ムテ年々
交付セシ所ハ金貨（小）學費稅ヲ賦課シテ生ズル
所ノ金貨トハ判然之ヲ區分セサルヘカラス
第三十六條 抑斯ノ如ク年々ノ會計簿ヲ作成
スルニ方リテハ摘要簿書中ヨリ更ニ抜居シテ
記載スルヲ得ヘシト金氏決シテ之ト艱難スル
トアルヘカラス

第三十七條 凡ク貨幣簿各ニ於テ示ス所ノ受
納ト費用トハ必ズ其證拠ヲ附記シ以テ之ヲ確
實明正ナラシムヘシ而シテ又該簿中ニ記載セ

ル款件ノ順号ヲ照シ證拠上ニ之ヲ明録シテ他
ト參看スヘキニ臨ミ利便ヲ得ルトアラシメサ
ルヘカラス
第三十八條 小會計簿書ニ於テ記載スル所ア
ルニ方テモ亦其證拠ヲ附記シ以テ之ヲ明確ナ
ラシムルヲ可トス

掌金者

第三十九條 學務局ノ掌金者ハ其受収セシ各
般ノ貨幣ヲ付托スヘキ所ノ銀行ニ於テ之ヲ會
計簿ヲ調査シ又該局ノ指令ヲ受ケテ管理スヘ

キ貨幣ノ券書ヲ受用シ以テ其會計ヲ決定スル
トアルヘキモノトス

学校長ハ即一千八百七十年発行初学教育
条例第十五章ニ拠テ任用セシモノノ為
ニスル教示ノ事

第四十条 若シ学務局ニ於テ校長ニ委任スル
ニ学校貨幣ノ指揮管理ヲ以ラズルハ則其学
校ニ関スル出納會計ハ上条ニ出セル命令ノ附
加条目四ニ於テ示ス所ノ様式ニ拠リ該校掌金
者ヲシテ貨幣簿中ノ計算ヲ做サシムヘキモ

第四十一条 斯ノ如キ會計簿中ニ於テ各款
出納ノ事由ヲ記且總計決算ノ全数ヲ記スルカ
故ニ学校會計上ノ事ニ於テ最明細ナル所ノモ
ノトス

第四十二条 凡ソ受納消費スル所ノ金額ハ一
々之ヲ會計簿中ノ関係セシ各項下ニ登録セサ
ルヘカラス而シテ彼摘要簿中ヲ作成スル時ノ
如ク簿中ノ款件ヲ甲ヨリ乙ニ抄録スヘキニ
方テハ則該簿中ニ於テ記載スル所ノ會計ヲ数

項ニ分テ毎款其種類ヲ異ニシ以テ檢閲ニ便ナ
ラシメシトテ要ス然ル片ハ更ニ之ヲ他ノ簿層
ニ謄写スルノ勞ヲ免ルベシ抑斯ノ如キ簿書ノ
卷初ニ於テハ剩餘金額ヲ一結シテ之ヲ記載ス
ヘク其他ノ登錄スヘキ款件ノ如キハ或ハ全數
ヲ一結シ或ハ各款ヲ數分シテ之ヲ記スルトア
ルヘシ

第四十三條 斯ノ如キ簿層ハ毎年第三月二十
五日及七月九日二十九日ノ兩期又一千八百七
十一年発行律例第十三條ニ拠テ解明スル如ク

学校期年ノ終ニ於テ之ヲ算決シ速ニ學務局ニ
進呈スルヲ可トス且學校利得并ニ消費ノ會計
簿モ(上条ノ命令ニ附録セシ附加条目)ニ於
テ示ス所ノ様式ニ從ヒ亦是等ノ期日ニ後ル
トナク之ヲ作成スヘキモノトス而シテ此會計
簿中ニハ該貸借簿層中ニ記載スル所ヨリ抄録
スルカ故ニ必ス之ト一致合同セサル可ラサル
ナリ

第四十四條 學校ノ掌金者ハ毎週學頭ヨリ謝
金ヲ受取スルトアルヘシ而シテ之ヲ受取スル

片ハ其管理スル貨幣簿書中學校謝金ト題シタ
 ル項下ニ於テ其金額ヲ記載スヘキモノトス
 第四十五條 凡ソ學頭タルモノハ學校掌金者
 擔當スヘキ職務ニ関与スルヲアルヘカラス又
 年週謝金ヲ掌金者ニ交付スルノ外他ノ金貨ヲ
 校長ニ付スルヲアルヘカラス
 第四十六條 校長ヨリ命スル所ノ支払スヘキ
 金貨ハ然ラ該學校掌金者ニ於テ必ス關係擔當
 スヘキモノトス
 第四十七條 若シ銀行ニ於テ學校會計ヲ調査

シ得ルカ如キハ該銀行ヨリ其券状ヲ受ケ之ヲ
 以テ各般ノ辨償ヲ做ス等掌金者ノ為ニ太夕要
 望スル所トス
 注解 上条ニ示セル指令ニ附加シテ必要ナル
 學務局ノ會計ニ関セル他ノ指令ハ左ノ姓名ナ
 ル人ニ寄贈セシ屆牘ヲ以テ之ニ代用スルヲ適
 当トナス
 倫敦府南西ボワイトホル街所設統學院
 リガエルワールリデーシグ及ヒ倫敦ノ學務局

ニ於テ採用スヘキ附加法則ヲ確定スル為ニ内閣議會ヨリ發行セル命令ノ事

次条ニ挙ケル所ノ附加条目即統學院ニ於テ

之ヲ允許シ内閣議會ノ命令ヲ以テ之ヲ確定

セシモノハ他ノ事情ニ際シ例式ト做スカ為

ニ太々緊要ナル所ノモノトス

リガエルフール學務局附加法則

一千八百七十一年芽六月二十九日ウ井

ノ公府ニ於テ制定スル所ニ係

ル

是レ則内閣議會ニ於テ「ガイクトリヤ女王

ノ英断ヲ奉シ以テ舉行スル所

一千八百七十年發行初學教育條例ニ準拠シテ

設置シタル「リガエルフール」ノ學務局ハ該條例

第七十四章ニ拠テ附与セラレシ権力ニ由リ更

ニ統學院ノ許可ヲ經テ一千八百七十一年第六

月十四日ヲ以テ公發スル所ノ第一号ト題稱セ

ル附加法則ヲ作成セシマアリ

而シテ該附加法則ニ關係セル約束ハ該條例ニ

頼リテ制定セサルヲ得サルカ故ニ全ク成就ス

ルモノヲシテ五歳以上十三歳以下ノ児童ヲ有
 スルハ之ヲハ事故ノ止ム能ハサルアリラ之
 ラ辨解スルニ非サルヨリハ山学校ニ出席セシ
 ヲレトテ要スルナリ
 第二款 若シ此附加法則ニ於テ拜神ノ礼式若
 クハ宗教ノ旨趣ヲ以テ児童ヲ訓誡スルヲ嫌忌
 シ之ヲ避ケシメント欲スルヤルモ決シテ之ヲ
 制禁スルナリ又父母タルモノ自ラ信奉スル
 所ノ宗教ヲ其児童ニ訓誡スルカ為ニ一定シタ
 ル時日ニ於テハ決シテ之ヲ出席セシムルナリ

要セス其他工業専修児童教育ノモ其各例中ノ
 各款ニ背カサレハ其出席時間ノ長短ヲ決シ得ヘシ
 第三款 貧困ニシテ其子ノ謝金ヲ出スル能ハ
 サルモノ、如キ事務局ノ允許ヲ經其金額又ハ
 幾分ヲ減額スルヲ得ヘシ
 第四款 附加法則ヲ犯スモノニハ罰金ヲ徴逐
 スヘキナリ
 第五款 其既ニ作成セル附加法則ヲ破毀シ或
 ハ之ヲ改良スルナリ
 且此附加法則上十歳以上十三歳以下ノ児童ニ

シテ当サニ出校スヘキモノ若シ女王監察官其
字刀既ニ附加法則所定ノ教育ヲ受ルヲ須ヒス
トスルハ其出校スヘキ義務ヲ免シ或ハ其幾
分ヲ減削スヘキトアリ

学校ニ出席セサル適當ノ年解

上条ニ云ヘル如ク該命令ノ第七十四章ニ於ル
ニ以下ノ款件ハ即通理ノ年解トス

第一款 ^他事業ニ就キ適當ノ訓誨ヲ受サル者
第二款 疾病若クハ他ノ止ムヲ得サル事情ニ
由リ出席スル能ハサル者

附例ニ背犯スル者ニ徵課スル所ノ贖罪金ヲ
論ス

凡ソ前文第七十四節ニ登録セル附例ナルモノ
ハ議會ニ於テ女王陛下ノ親裁セルモノニシテ
最モ宜シク貴重スヘキトス故ニ何人ヲ論セ
ス若シエノ旨趣ニ背犯スルモノアレハ決シテ
之ヲ寛恕セス至当ノ贖罪銀ヲ追徴スヘキナリ
而シテ其金額ハ每罪科五シリングニ過キサ
ルモノトス

學務局ニ學資金ヲ納附スルト及ヒ貧困ナルモ

ノハ該金ヲ赦免スルヲ論シ前文第十七節
ノ解説ヲ為ス

前文第十七節ノ論述スル所ニ由リテ學務局ヨ
リ設立セル学校ニ就学スル少年輩ハ渾テ何人
ヲ論セス統學院ノ定規ニ從フテ毎週必ス學務
局ニ學資ヲ納附スヘキトス又六ヶ月内ニ於
テ毎々其學資ヲ納附スヘキモ其少年輩ノ中親
族貧困ニシテ學資ヲ納附スルヲ得サルモノ
アレハ能ク其情實ヲ查察シテ其全額若クハ某
數ヲ除免スヘシ然リトモ斯ノ如キ恩典ハ全

ク其子弟教育ノ為メニ行フ所ニシテ敢テ其親
族ノ貧困ヲ賑恤スルモノト看做ス可ラカルナ
リ

貧氓子弟ハ其情實ニ從フテ學務局ヨリ學資
納附ヲ寬宥スルヲ論シ前文第十七節ノ
解説ヲ為ス

前文第十七節ノ旨趣ニ從フテ學務局ハ常ニ
六ヶ月内ノ期限ヲ立テ其區中ニ住スル少年ニ
シテ親族ノ貧困ナルヨリ學資ヲ納附スルヲ能
ハサルモノアレハ能ク情實ヲ查察シテ其全額

全教若クハ其教ヲ減シテ之ヲ納附セシムヘレ
然リトモモ斯ノ如キ納附ハ其親族ノ従来撰ヒ
テ就学セル所ノ学校エ為スヘキトニシテ其他
ノ学校ニ於テハ決シテ関セサルトス而シテ
斯ノ如キ恩典ハ全ク其子弟教育ノ為メニスル
所ニシテ決シテ其親族ノ貧困ヲ賑恤スル所以
ニ非ルナリ

特別ノ事故アレハ自由学校ヲ設立スヘキト
ヲ論レ第二十六節ヲ解説ス

前文第二十六節ノ旨趣ニ由リ学務局ヨリ自由

学校ヲ設立センコトヲ要スヘシ其自由学校ナル
モノハ滿学区ノ住民尽ク貧困ニシテ学資ヲ納
附シテ子弟ノ就学スルコトヲ得サルモノ、為メ
ニ設立スルモノトス若シ該校ヲ設立セント欲
セハ先ツ学務局ヨリ統学院エ申請スルコトアリ
該院制定ノ法則ニ従フテ一切子弟ヲシテ尽ク
就学スルコトヲ得セシメ而シテ決シテ其学資ヲ
納附セシムルコト無カルヘシ
学務局ヨリ委員ニ命シテ各區学校就学ノ生
徒ヲ監督セシムルコトヲ論シ第二十六節ヲ解

前文第三十六節ノ旨趣ニ從テ各區學務局ヨ
 リ委員ヲ命レ以テ各校就學ノ生徒ヲ監督セ
 且ツ此條例ニ從テ附例ヲ制定セシテ要ス且ツ
 一千八百七十六年間に發行ノ勸業學校條例ニ從
 テテ黽勉從學スルニ耐ヘタル生徒ヲ撰拔シ之
 ラ審判官ニ名ノ前ヘ送り以テ勸業スル所アル
 ヘレ又一切斯ノ如キ事件ニ関セル經費ハ學校
 定額資中ヨリ支給セサルモトテ學費ハ
 學務局設立ヲ論ス

テンカストルノ域内ニアルリガアト
 ル市邑ノ長官ニ統學院ヨリ下附セル指令ニ從
 ヒ一千八百七十年第十一月二十五日ニ於テ該
 地學務局ヲ設立スルニ至レリ
 是ニ於テ該局委員ノ如キモ尽ク撰舉セラ
 ルアリ乃チ一千八百七十一年第六月十二日ノ月
 曜日ニ於テ該地内「デール」市街ノ公館ニ會議
 興コシ該局委員モ皆茲ニ集會スルアリ前文記
 載セル如キ権力ヲ以テ各其言論ヲ尽シ遂ニ統
 學院ノ准許ヲ經テ以下條載セル所ノ附例ヲ制

定セリ

第一條 名称ノ解説ヲ論ズ

凡ソ統学院ト称スルモノハ一切教育ノ事務ヲ
統理スル所ノ衙門ヲ云フナリ

凡ソ女王陛下ノ監督官ト称スルモノハ統学院
ヨリ擢擢シテ女王陛下ノ命ヲ奉シ各所学校ノ

事務ヲ監督スル所ノ委員ヲ云フナリ

都邑若クハリヴアートル都邑ト称スルモノハ
イングラント¹⁷及ヒウエルズ中ニ行ハル所ノ

土地集合法則ニ據テ定メラレタルリヴアートル

ル都府市邑及ヒ其他将来ニ於テ該法則ニ拠リ

定メラルヘキ都市等ヲ云フナリ

学務局若クハ該局委員ト称スルモノハリヴア

ートル都邑中ニ在リテ一切学校ノ事務ヲ辦理

スル所ノモノヲ云フナリ

学校若クハ公立初学々校ト云フモノハ此條例

ニ拠リテ設立スル所ノ学校及ヒ自由学校ニシ

テ公立ニ係ルモノヲ汎称スルナリ然リトモ

只ニ彼ノ動競学校ノ如キハコノ限ニテナカル

ナリ

学校管理者ト称スルモノハコノ條例ノ第十五
 条ニ従フテ学務局ヨリ命セラレタル管理者ヲ
 云フナリ
 官吏ト称スルモノハコノ條例ノ第三十六条ニ
 従フテ学務局ヨリ命セラレタル諸官吏ヲ云フ
 ナリ
 親族ト称スルモノハ少年子弟ヲ保護ス可キ者
 若クハ正実ニ其扶助ヲ為スモノヲ云フナリ然
 レトモ其子弟ノ父尚ホ死セサル以上ハ其母ヲ
 以テ親族ト称スルヲ得ス

第二條 親族ヲシテ其子弟ノ尽ク学校ニ就
 学セシムルヲ勉メシムルヲ論ス
 凡ソ年齢五歳以上十三歳以下ニシテ都邑内ニ
 居住スル所ノ児童ハ必ス一千八百七十年発行
 ノ初学教育條例及ヒ此附例ノ旨趣ニ遵由シテ
 其都邑中ノ学校ニ就学セシムヘシ是レ其親族
 ノ能ク心ヲ用エルニ非レハ行ハル可ラサルヲ
 ナレハ宜シク之ヲ勉メシムヘシ
 第三條 少年就学ノ時間ヲ制定スルヲ論
 ス第七節中第二條目ヲ参看スヘシ

凡ソ就学スル所ノ諸児童ハ一切其定規ヲ遵奉
 シ其教授ヲ為ス可キ定時間ノ中ハ決シテ其教
 場ヲ退去ス可ラサルナリ又宗教儀式ヲ行ヒ若
 クハ宗教上ノ講説ヲ為ス片ニ當リテ其親族ヨ
 リ之ニ從ハシムルヲ好マズ其子弟ヲシテ退
 校セシメントラ欲スレハ教テ之ヲ妨ケサルハ
 シ又何人ヲ論セス下条ニ奉クル如キ時限乃チ
 第一其児童ノ父若クハ母ノ帰依セル宗教
 ニ於テ其礼拝儀式ヲ行ハシカ為メニ定ムル
 所ノ日ニ於テハ凡テ就学スルヲ要セサル

ナリ

第二日曜日若クハ教祖誕辰(十二月二十五
 日)グ्रीド、フライデー(祭日)又宗教上ニ就キ断
 食ヲ為スヘキ日及ヒ其他礼拝神謝恩ヲ為ス日
 且ツ一切土曜日ノ午前十二時後ニ於テハ就
 学スルヲ要セサルナリ
 第三宗教儀式若クハ其講説等ニ從ハシム
 ルヲ好マサル親族アリテ其子弟ヲシテ断
 ノ如キ時間ニ退去スルアラシムレハ其校中
 ノ検査若クハ生徒試験ノ定日ニ於テ就学ス

ルヲ要セサルヘシ且ツ凡ソ児童ノ学校ニ
就クヘキ時間ハ一切教育條例ニ遵由シテ設
立セル初学々校ノ定規ニ從ヒ決シテ反犯ス
可ラサルトス

又凡ソ工ノ條例中ニ記載セル学校定時間ハ勤
勞工作ニ從事セル児童ヲシテ遵由セシムルヲ
得ス且ツ一千八百六十七年発行ノ工場法
則及ヒ製造所法則ニ從フテ適當ノ教育ヲ受ク
ル所ノ児童ヲシテ從ハシムルヲ得サルナリ
第四條 優等上級ニ進達セル児童ハ其就学

義務ノ全分若クハ幾分カラ宥免スルヲ論
ス

凡ソ年齢十歳以上十三歳以下ノ児童ニシテ一
千八百七十一年第二月七日ニ於テ発行セル統
学院法則改正條款中ニ記載セル教育上第五條
ニ進到スルヲアリ女王陛下ノ監督官ヨリ之ヲ
証明スルニ至ル之ヲシテ全ク就学ノ義務ヲ
免レシムヘシ又斯ノ如キ児童ニシテ該院法則
第四條ニ到達スルヲアリ該官亦之ヲ証明スル
ニ至ル之ヲシテ一週日毎ニ十五時間以上ヲ

以テ就学スヘキ義務ヨリ省免セララル、一アル
ヘシ

第五條 至当ノ事故アルヲ以テ就学スルコ
トヲ要セサル児童ヲ論ス

凡ソ至当已ムコトヲ得サルノ事故アル少年即チ
第一條若シ他ノ方法ニ於テ完全適當ノ教育

ヲ受ケ得ルモノハ更ニコノ法則ニ從ハレヌ
以テ之カ就学ヲ要スルコト無ルベシ

第二條 若シ痼疾ニ罹リテ十分ノ勤勉ヲ為ス
コト能ハス或ハ避ク可ラサルノ事故アル児童

ハ其就学ノ義務ヲ免レシムヘシ

第三條 又若シ設若シ捷徑ヲ取ルモ其住宅ヨ
リ一里以内ノ道程ニ於テ就学スヘキ公立学

校ノ設置セルコトナケレバ亦其義務ヲ免ルヘ
キコトトス

第六條 貧困ナル児童ノ為メニ学資金ヲ省
忽スルコト及ヒ課金納附ノ方法ヲ論ス

凡ソ児童ノ親族貧困ニシテ其学資ノ如キモ納
附スルコト能ハス隨テ其児童モ就学スルコト得

サルコトアリ学務局ニ於テ之ヲ了知スルコトアル

ハ宜ク其情実ヲ查察セシテ要ス若シ果シテ
 斯ノ如クナルヲ証明スルコトアレハ該局ヨリ其
 児童ノ為メニ六ヶ月内ニ於テ期限ヲ立テ其学
 資ノ全額若クハ某数ヲ宥恕スヘキコトス但シ
 斯ノ如キ處分ハ該局設立ニ係リタル学校ニ限
 ルヘシ若シ其学校ヲシテ該局ヨリ設立スルモ
 ノニ非ラシメハ其学資金額若クハ某数ヲ以テ
 該局ヨリ其児童ニ代リテ納附スヘキコトス且
 凡ソ其宥恕スヘキ学資金額ノ如キハ其親族ヨ
 リ従来納附セルモノニ踰ヘサルカ或ハ更ニ以

下條奉セルカ如キ定則ニ従フヘキカラ豫約シ
 テ之ヲ納附セシコトヲ要スヘシ
 學資金納附定則
 凡ソ年齢八歳以下ノ児童学資金ハ每週三
 割ニスラ納附スヘシ
 年齢八歳以上十歳以下ノ児童ハ每週四割ニ
 スラ納附スヘシ
 年齢十歳以上ノ児童ハ每週六割ニスラ納附
 スヘシ
 第七條 児童ヲシテ無ク就学セシメシカ為

ノ其親族ニ戒告スルヲ論ス

既ニ其学校ニ入門シ又其教誨ヲ奉ルアリ尚
ホ且ツ或ハ怠慢シテ就学セサルヲアリ或ハ他
ノ方法ニ於テ教育ヲ受クルヲアリ因テ就学セ
サル者アレハ委員必ス其親族ヲ巡回シ以テ其
情実ヲ查察スヘシ而シテ此時限若クハ後日ニ
於テ附例条目中ニ掲載セル定法ニ照準シテ戒
告書ヲ作り以テ之ヲ其親族ニ送附スヘシ且ツ
設若其親族ニ於テ過失未キ日常ニ此戒告怠慢
ニ制後且ハ怠慢ヲ糾スルノアテニテ要ス

第八條 戒告書ノ記載ヲ論ス

前条登載スルカ如キ戒告書中ニ記ス可キモノ
ハ學務局集議ノ際ニ於テ制定セル處分ニ從フ
テ記載セル簿書ニ基キ以テ該委員ヨリ定ムヘ
キトス

第九條 委員ハ報告教令等ノ実事ヲ以テ安

リニ發露ス可ラサルヲ論ス
凡ソ一切ノ報告若クハ教令等ノ実事ハ特ニ學
務局中委員及ヒ其他学校教育ノ事務ニ関涉セ
ル管理者教官ノミ能ク參知スヘキ所ニシテ敢

テ謾ニ他人ニ發露スヘキモノニ非ストス

第十條 報告ヲ發行スルノ後十四日間ハ

一切ノ處決ヲ停ムルヲ論ス

此附例全則若クハ其一ニ條ヲ背犯スル親族ア

リテ之カ處決ヲ行フハ必ス第七條ノ旨趣ニ

從フテ報告ヲ發スル後十四日間ニ於テ不可

キトトス若シ又其親族ノ斯ノ如キ報告ニ服從

セズ異議ヲ生スル等ノトアレハ該局員及ヒ斯

ノ如キ事務ヲ判決スヘキ議員且ツ一切學校管

理者ヨリ集會スルトアリ其處分ヲ定ムルニ非

ルヨリハ決シテ行ハサルヘレ

第十一條 附例ニ背犯スル者ニ追徴スル贖

罪銀ヲ論ス

凡ソ此附例中ノ全則若クハ一ニ條ヲ背犯スル

モノアレハ決シテ寬貸セズニシルリニダ六ヤ

ンスニ過キナル贖罪銀ヲ徵課スヘキトトス若

シ又一週日間ニ於テ同親族ノモノヨリ此附例

全則ニ背犯スルトアレハ其事情ノ何如ヲ向ハ

ス渾テ一般ノ罪科ト看做スヘシ又凡ソ此附例

ニ背犯スルモノニ追徴スル贖罪銀ハ一罪科ニ

付キ五シルリングノ金額ニ過キサルヲ法トス
ヘシ

第十二条 附例ノ實際ニ施行セラルヘキ時
日ヲ論ス

凡ソ此附例ヲ實際ニ施行スルハ議員ノ命令ニ
由リ確定セル時限ニ於テスヘキトス
一千八百七十一年第六月十四日ニ於テワガ
アノアール都邑学務局負ノ會議ニ當リ此附
例ヲ制定シテ茲ニ鈐印スルモノナリ
印章

議長「クリストル、ブツレエール」

書記官「エドワード、ダブリエール、エム、

一千八百七十一年第六月二十六日

統学院輔官「エフ、アール、サインドフラルド」

○附加条目

告示摸式

子弟ヲレテ就学セシムヘキ告示

此告示ヲ送致スルヨリ十四日ノ間ニ於テ年
齡五歳ヨリ十三歳ニ至レル汝ノ子弟甲乙ヲ

レテ必ス学校ニ就カシムヘシ而シテ尚ホ夙
夜懈ラス黽勉課業ニ従事セシメシテ要ス
因テ今告示ヲ附ス汝輩能ク謹ンテ之ヲ躰セ
ヨ

一千八百七十一年 月 日

學務局書記官 某

斯ノ如キ告示ハ學務局中ノ委員ヨリ送付シ且
ツ之カ旨趣ヲ説述セシテ要ス而シテ尚且ツ
之ヲ了解承諾ニ能ハサルモノアルハ更ニ一ノ
告示ヲ發シ以テ之ヲ其父兄ニ送付スルカ若ク

ハ其子弟ノ就学スヘキ学校ニ与フヘシ
凡ソコノ告示ニ関セル事件情実等ハ一切教育
事務ニ関涉セル官吏即チ學務局委員学校管理
者及ヒ校長教官等ニ限り能ク知了スヘキ処ニ
シテ他人ノ人民ニ至リテハ毫モ関スルコトヲ得サ
ルモノトス

若シ此告示ヲ發スルノ際ニ當リテ事故原因ノ
有ルアリテ之ニ理由スルコトヲ得ス因テ以テ之
カ説述理解ヲ受ケシテ申請スルモノアルハ
某年某月某日午前若クハ午後第何時ヨリ何時

追ノ間ニ於テ学務局委員ノ集議若クハ議員ノ
集會或ハ該局ニヨツテ制定セル学校管理者ノ
集會等ニ出頭スヘキトス既ニ該會議等ニ出
頭スルアレハ其事故原因ノ有ル所ヲ縷述シ及
復問詰シテ之カ事情ノ曲折ヲ詳悉スルアルハ
レ故ニ該會議ニ関スル諸委員ノ如キモ宜シク
其問難ヲ聽納シ逐件説述シテ復々餘蘆ナキニ
至テニテヲ要ス

○リトテニグ名地学務局附例
一千八百七十一年第十一月三日ハルモラル

ニ於テ議定スルテアリ遂ニ女王陛下ノ親裁
ヲ經且ツ一千八百七十年發行ノ初学教育條
例ニ從テテ設立セル該地 学務局委員ノ論
決ヲ以テ統學院ヨリ之ヲ贊成スルテアリ且
ツ該條例中第七十四節ニ登載セル條款ニ拠
リ一千八百七十一年第七月五日ヲ以テ該地
学務局附例ヲ確定セリ
盖シ此附例ハ渾テ初学教育條例ノ旨趣ニ准
拠センテヲ要スルモノニシテ假令細条末節
ト至モ決シテ輕易ニ制定スヘキ非ス故ニ上

文ニ記載セルカ如ク賢明ナル女王陛下ノ親
 裁ヲ取ルニ至レリ而シテ陛下ハ尚且ツ以テ
 自ラ是レリトセス遍ネク衆議典論ヲ尽クニ
 了ラ欲シテ又各個議官委員ノ評決ヲ為サシ
 ムルニ至リ遂ニ之ヲ確定シ為シテ准下ヲ下
 レタリ
 エドマントハルリツリニ記ス
 一千八百七十年發行ノ初等教育條例ニ從ヒ
 該地ノ都邑ニ於テ學務局ヨリ施行スヘキ附
 例以下條載スルモノノ如シ

一千八百七十一年第七月五日ニ於テ其都邑
 内ノ議院ニ學務局委員ノ集會スルヲアリ一
 千八百七十年發行ノ初等條例ニ遵由シテ統
 一學院ノ准允ヲ受ケ遂ニ以下錄述スル所ノ附
 例ヲ施行スルニ至レリ
 第一條 凡ソ年齢五歳以上十三歳以下ニシテ
 上文ニ記載セルカ如キ都邑地内ニ住居セル少
 年軍ハ宜シク該地ノ學校ニ就學ス可キモノト
 ス故ニ其親族ヨリモ深クコノ旨ヲ辨シテ決シ
 テ輕忽ニ附スルコト勿レ

第ニ条 各個少年軍ノ就学スヘキ時間ハ其校
 中ニ行ハル、所ノ定規ニ従フヘキトモ若
 シ法教儀式或ハ其講説等ヲ為スニ当リテ其親
 族ヨリ之ニ従事セシムルヲ欲セス因テ以テ
 其時間中ハ退学セシムルヲ欲スルモノアレハ決
 シテ之ヲ妨ケサルヲ預約スヘシ且ツ一切少
 年輩ハ

第一 其父若クハ母ノ帰依スル宗教ニ就キ
 其儀法ヲ修マシカ為メニ特ニ自ラ確定セル
 日ニ於テハ就学スルヲ要セサルナリ

第ニ 日曜日及ヒ教祖誕辰ノ日トシテ
 又ハ公然タル祭日トシテ定メタル日若ク
 ハ謝恩礼持日ト主曜日ノ午前第十ニ時後ト
 ニ於テハ就学スルヲ要セサルナリ
 第ニ 凡ソ男女ニ論ナク宗教上ノ旨趣ニ由
 リ其儀法ヲ行ヒ講説ヲ為スノ時間ニ於テ其
 親族ヨリ退学セシムルモノハ其學校生徒試
 験ノ為メニ定メタル時日及ヒ其學校検査ノ
 時ニ於テ就学スルヲ要セサルナリ其他一
 切學校中ニ於テ制定セル所ノ時間ハ渾テ是

レ各個児童ノ講習ニヘキモノニシテ只前文ニ記セル如キモノ、然ラサルナリ
 又凡ソ此附例中ニ登載セル所ノ規條ハ通常少年輩ヲシテ遵守セシムヘキトス故ニカノ工
 事勞作等ニ從事セル少年輩ハコノ限ニ非ルハ
 且ソ一千八百六十七年向發行ノ工場法則
 及ヒ製造所法則ニ拠リ適當ノ方法ヲ以テ教育
 ラ受ケ得ル所ノ少年輩ハ又コノ限ニ非ルヘキ
 トトス

第三条 凡ソ年齢十歳以上十三歳以下ニシテ

一千八百七十一年第二月七日發行ノ統學院法
 則改正條款ニ記載セル教科ノ第四極ニ進到ス
 ルアリテ女王陛下ノ学校監督官ヨリ之ヲ證明
 スルコトアレハ其少年ハ就学スヘキ義務ヨリ全
 ク除免セラレ、ヘシ又其少年ニシテ該院法則
 中記載教科ノ第四極ニ到達スルアリテ該官ヨ
 リ之ヲ証明スルコトアレハ其少年ハ一週日間ニ
 於テ十時間以上ヲ以テ就学スヘキ義務ヨリ免
 セラルヘシ

第四条 以下條挙スル如キ事情アルモノハ全

夕就学スヘキ勤務ヲ除免セララル、
 第一 適當ナル教育ヲ他ノ方法ヲ以テ受ク
 六ノアリ更ニ就學習業スルヲ要セサルモノ
 第二 痼疾ニ罹リテ身解ノ壯強ナラサルモ
 ノ若クハ已ムヲ得ス避ク可ラサルノ事故
 アルモノ
 第三 設若ト捷徑ヲ取ルモ其住宅ヨリニ里
 ノ路程ニ過キナル内ニ於テ就学スヘキ公立
 初学々校ノ設立ナキモノ
 第五條 凡ソ學務局ヨリ命セラレタル官吏ハ

常々各個少年ノ親族ヲ巡察スルヲテ其
 少年輩ノ怠惰ニシテ就学セサルモノ若クハ他
 ニ適當ノ教育ヲ受クヘキモノ等ヲ検査セリ
 要ス而シテ其巡察ノ時若クハ他ノ時ニ於テ
 此條例中附加條目ニ記載セル方法ニ従テ戒
 告書ヲ作り以テ之ヲ其親族ニ送付スルニ且ツ
 設若ヒ其親族ノ怠慢ニシテ少年輩ノ就学スル
 下無キモ該官必ス常々斯ノ如キ戒告書ヲ解説
 レ一切親族ヲシテ怠慢スルヲ無クシテ之ヲ
 要ス

第六條 凡ソ上文ニ記載セル如キ官吏ヨリ一
切親族ニ送付スル處ノ戒告ハ學務局委員集議
ノ時ニ於テ議定スル所ニシテ其之ヲ記載スル
ハ常々該局ノ簿書ニ準拠セシメ要スル處ニ
第七條 斯ノ如キ戒告ハ一切教育事務ヲ擔任
スル所ノ諸官吏即チ學務局委員學校管理者及
七教官等ノ關係ニテ論定スル所トス故ニ何人
ヲ論セズ敢テ他人ノ人民ヲシテ其事實ヲ知ラレ
ムルコトヲ要セザルヲ要スルコトニシテ其
第八條 凡ソ此附例ニ全則若クハ一ニ則テ人音

趣ニ背犯スル親族ヲ處決スルコトハ渾テ附例第
五ニ拠リテ戒告ヲ發スル後ニ於テ行ハレキコ
ト又其親族ヨリコノ戒告ニ就キ抗論爭議ヲ
主張スルコトアルモ亦直チニ之ヲ處分ヲ決スル
コトヲ得ズ必其學務局委員ノ集議若クハ斯ノ如
キ事ニ関セラル議負ノ集會又ハ學校管理者ノ集
會ニテ之ヲ議定ヲ為スニ至ル迄待タザルコトヲ
得ザルナリ
第九條 凡ソ兒童ノ親族貧困ニシテ其學資ヲ
納附スルコト能ハズ隨テ其兒童モ就學スルコトヲ

得サルアリ學務局ニ於テ之ヲ了知スルコトアレ
ハ宜シク其情実ヲ查察セニテヲ要スヘシ若シ
果シテ斯ノ如クナルコトヲ証明スルコトアルハ該
局ヨリ六ヶ月内ニ於テ制定セル期限ヲ以テ其
児童學資ノ全額若クハ其數ヲ宥恕スヘキコト
不但シ斯ノ如キ処分ハ該局ノ設立ニ係リタル
學校就學ノ児童ニ限ルヘシ若シ其學校ヲシテ
該局ヨリ設立スルモノニ非テサラシメハ其學
資全額若クハ其額ヲ以テ該局ヨリ其児童ニ代
リテ納附スヘキコトス且ツ凡ソ其宥恕スヘク

代納スヘキ學資全額ノ如キハ從來其親族ヨリ
納附セル數額ニ過キサルヘキヲ預約セニテ
要ス

第十條 凡ソコノ附例ノ全則若クハ一ニ則ラ
背犯セルモノハニ日ルリニテ六ヶ月ニ過キ
ナル贖罪銀ヲ賦課スヘキコトス若シ又同親族
ニシテ一週間ニコノ附例全則ヲ背犯スルモノ
アレハ一切同一ノ罪科ト看做スヘシ而シテ之
ニ追徴スル所ノ贖金ハ每罪科五日ルリニテニ
過キサルヲ法トス

第十一條 凡ク此附例ハ議官ノ命令ニ由リ之
 ヲ制定セル時日ヨリ直ニ施行セラルヘキモノ
 トスハ一試同ノ罪科ノ者州ノルニテ
 「ウービヒツ都邑學務局委員」印
 「リロジング都邑議會長官」印
 「ヨセツカヘンリナ、ウイルソ」
 書記官
 サムル、ポレスト
 ○龍動府學務局ノ附例
 此附例ハ一千八百七十一年第十二月二十日

「ウインドソル會館」ニ於テ議定スルコトアリ遂ニ
 女王陛下ノ親裁ヲ經且ツ一千八百七十年癸
 行ノ初學教育條例ニ從ヒ龍動學務局委員ノ
 論決ヲ以テ統學院ヨリ之ヲ贊成スルアリ又
 該條例中第七十四節ニ登載セル條款ニ拠リ
 一千八百七十一年第七月五日ニ於テ確定ス
 ルニ至レリ
 蓋シ此附例ハ渾テ初學教育條例ノ旨趣ニ準
 拠セニテヲ要スルモノニシテ假令細条末節
 ト虽氏決テ輕易ニ制定スヘキモノニ非ズ故

ニ上文ニ記載セルカ如ク賢明ナル女王陛下ノ親裁ヲ取ルニ至レリ而シテ陛下ハ尚且ツ以テ自ラ是レリトセズ逆ニ衆議輿論ヲ尽サントテ欲シテ又各個議官委員ノ評決ヲ為サレメ遂ニ之カ准可ヲ下シタリ

オソル、ヘルプス記ス

一千八百七十年発行ノ初学教育條例ニ從テテ就勸府学務局ヨリ施行スル所ノ附例ハ以下條載スルモノ、如シ

一千八百七十一年一月十五

日即チ水曜日ニ就勸市中ノ會議ニ因テ略其旨趣ヲ立テ又該地学務局委員ノ集會ニ於テ反復論議スルヲアリ一切一千八百七十年発行ノ初学教育條例ノ旨趣ニ遵由シテ之ヲ論決シ遂ニ教育事務總督ノ議官ニ因リ之カ准許ヲ得テ乃チ発行セルモノナリ

名稱ノ解説及論其他ノ定則ヲ論ス

第一条 凡ソ学校ト稱スルモノハ一切子弟ノ訓誨提擲ヲ為ス所ヲ云フモノニシテ敢テ公立私立ヲ問ハサルナリ而レモ特ニ初学教育ヲ司

ル所ハ公立初学々校ニ限ルヘシ
 公立初学々校ト称スルモノハ往々初学幼年ノ
 教育ヲ為スヘキ所ヲ云フナリ而シテ其学資ノ
 如キハ一週間九ベンスニ過キサルヲ法トス又
 初学教育條例第ニ節中ニ載在セル法則ニ從フ
 テ教育ヲ為スヘキ学校若クハ講院等ヲモ併セ
 称スルヲ得ヘシ
 学務局ト称シ委員ト称スルモノハ渾テ就動学
 務局若クハ該局委員ヲ云フナリ
 第ニ条 凡ソ年齢五歳以上十三歳以下児童ノ

親族ハ宜シク其児童ヲシテ常々勉メテ就学セ
 シムニテラ要ス而レ氏己ムヲ得サル事故ア
 ル者ハ素ヨリ此限ニ非ルヘシ
 第ニ条 凡ソ毎箇児童ノ就学講習スヘキ時間
 ハ一週日間ニ於テ二十四時間ヨリ少カル可ラ
 サルヲトス而シテ其休業スヘキ時限ハ日曜日
 若クハ宗教上人儀法ニ就キ定メタル日及ヒ其
 親族ヨリ信帰セル宗教ノ講説等ヲ為スヘキ日
 ナリトス故ニ斯ノ如キ時日ニ於テハ假令講習
 スヘキモノアリトモ決シテ校中ニ留マラレ

メカルナリ

第四條 凡リ年齡十歳以上ノ少年ニシテ一千
 八百七十一年發行ノ新法則書中第五條ニ進到
 スルコトアリ女王陛下監督官ヨリ之ヲ承認シテ
 其証書ヲ下付スルニ至ル者ハ全^ク就学スルコトヲ
 要セサルナリ
 又十歳以上ノ少年ニシテ他ニ勤勞工作スルコ
 トアリ因テ以テ自家有益ノ修習ヲ為スヘキコトヲ
 以テ學務局工申言シ該局ヨリモ之ヲ承認スル
 コトアレハ通常兒童ノ如ク學校ノ定規ニ從テテ

其學校ノ総時間ニ習業スルコトヲ要セサルヘシ
 而レモ其兒童ハ毎通常ニ十時間ノ時限ヲ以テ
 就学シ決シテ之ヨリ少カル可ヲサルコトス若
 シ又斯ノ如キ時間ヨリ過越シテ就学スルコトア
 リ通常定時ノ三時間ヲ過キ或ハ五時間ニ至ル
 コトアルモ決シテ之ヲ算入セス其日曜日ニ就学
 スルモノモ又然リ

第五條 若シ又工作勤勞ニ従事スル所ノ兒童
 アリテ其一定ノ規條ニ從ハシト欲スルモ其旨
 趣或ハ附例ノ第三條及ヒ四條等ニ抵格スルコト

アリテ其規条ト附例ト共ニ而立スルヲ能ハサ
ルニ至レハ其規条ニ從フヘキトス必竟附例
ナルモノハ其規条ヲ實行セシメニ力ヲナレ
ハナリ

第六條 此條例中ニ記載セラル一切少年ノ就学
スルヲ要セサル事故原因ハ下条ニ載録セル
モノ、如シ

第一 他ノ方法ヲ以テ適當ノ教育ヲ受クヘ
キモノ

第二 疾病若クハ他ノ避ク難キ事由アリテ

講習スルヲ得サルモノ

第三 設若ヒ捷徑ヲ取ルモ其兒童ノ住宅ヨ
リ一里以下ノ距離ニ於テ一ノ公立初学々校
ノ設立ナキモノ

第七條 凡ソ此附例ノ全則若クハ一二則ニ照
準マス或ハ怠忽スルヲアリテ之ニ背犯スル親
族アレハ直チニ至当ノ罪科ニ處スヘキトス
而シテ斯ノ如キ罪科ハ毎々五圓リニシテ過
キサル贖罪金ヲ追課スヘキトス

一千八百七十一年十一月十五日

訖動學務局

議長 ローレンス 印

書記官 ジーエーテ、クロード

○学校ヲ以テ學務局ニ譲与スルヲ論マ
 若シ学校ヲ以テ學務局ニ譲与セントスルニ至
 レハ必ス以下條載スル如キ公狀ヲ以テ統學院
 ヲリ発行スルヲアルヘシ而シテ其公狀ニ掲載
 スル所ノ旨趣ハ一切一千八百七十一年第七月
 十七日發行ノ法則ニ準拠センヲ要スルモノ
 トス

公狀

一千八百七十一年第一月一日

統學院

客歲一千八百七十一年第七月十七日發行ノ
 法則ニ準拠シテ學校譲与ヲ行ハント欲シ其
 方法規條ニ就キ本院ニ向テ申請セルモノハ
 一切下文ニ登記スル如キ條款ヲ以テ之ヲ指
 令ヲ下サントス決事能ク之ヲ了セヨ
 第一條 凡リ前文ニ記載セル如キ法則中第二
 節ノ旨趣ニ遵由シテ一切學校ノ賣却或假譲与

若クハ他ノ方法ヲ以テ移動セシト欲スルモノ
アリ而シテ其旨趣タル頗ル一千八百七十年発
行ノ初学教育條例ニ反背スルコトアルモ学務局
ヨリ詳密ニ之カ調査ヲ為シ更ニ何等ノ障碍ナ
キコトヲ明知スルコトアレハ即チ之ガ准許ヲ下レ
テ直ニ其処分ヲ了スルキコトニシテ復タ本既ノ
指令ヲ湏ヒサルヘシ
斯ノ如キ時ニ於テ該局ハ該條例中第十八節及
七第十九節ノ旨趣ニ由リテ一切処分ノ權ヲ行
フヘキコトス而シテカノ第二十三節中ニ載録

セル條款ハ全ク準拠スルヲ要セサルナリ
又前文ニ記載セル如キ法則ハ當ニ学校館舎ヲ
譲与スル所ノモノニシテ遵守セシムヘキノミ
ニアラス兼テ学校附属物即チ書籍器具若ク
ハ校中一切ノ粧飾物ヲ以テ賣却貸假スル等ノ
事件ニ於テモ亦頗ル関涉セルモノナリトス
第二條 若シ又其譲与スヘキ学校ノ管理者ヲ
シテ公正確實ノモノナラシメヌ加之其学校ヲ
賣却貸假譲与シ若クハ之ヲ移動スヘキ十分ノ
權利ヲ有セサル者ニシテ之ヲ学務局ニ譲与セ

ニト欲スルニ至ルトキハ必ス復ク初学教育條
例ノ旨趣ニ從フテ之カ處分ヲ行ハサルヲ得
サルナリ
初学教育條例ノ第二十三章ナルモノハ渾テ学
校ヲ讓与スル所ノ方法ヲ論載スルモノニレテ
又其章中ニ以下記載スルカ如キヲ論定セリ
凡ソ何処ノ学校ニ論ナク若シ其規条ノ或ハ具
備セサルヨリ其教官生員モ多カラサレハ敢テ
之ヲ維持スヘキニ非ス斯ノ如キ時ニ於テハ直
ニ之ヲ學務局ニ讓与シテ一切之ニ委託セシム

ヲ要ス該局之ヲ受クレハ必ス該條例ノ第十八
章十九章ニ從フテ之ヲ処分スヘキナリ
第三條 凡ソ学校管理者ナルモノハ一千八百
七十一年第ニ從フテ其学校ヲ保持シ及ヒ其自家
ノ便宜ニ就テ之ヲ他人ニ讓与スヘキ權利ヲ有
スルモノトス而シテ他ノ旨趣ニ於テハ何事ニ
論ナク其權利ヲ有セサルモノトス
且ツ又一切学校ノ管理者ハ素ヨリ其学校ヲ他
人ニ讓与スヘキ權利ヲ有セリト云モ徒ニ自家

ノ私利ノ為メニ之ヲ行フヲ為ケルヲ要ス
故ニ只其自家負債ノ為メニ金貨ヲ要スルヲア
リテ終ニ学校ノ譲与ヲ為スヲ等ハ最モ好マサ
ル所ニシテ議院ニ於テモ之ヲ非ナリトセリ
又凡ク学校ノ管理者若クハ其他ノ人ニシテ元
来固定管理ノ原理ニ因リテ一定ノ法則ニ準拠
セスレテ学校ニ属セル他所館舎等ヲ賣却貸借
譲与スヘキ權利ヲ有スルヲアレハ其權利ヲシ
テ実行セシメンコトヲ要スヘシ
然リトモ萬一教育條例ノ明文ニ遵由セス加

之一切ノ物品ヲ以テ他人ニ付托シ若クハ之ニ
賦税ヲ課徴スヘキ權利ヲ有セサルモノハ何人
ニ論ナク渾テ之ヲ譲与スル如キコトヲ為ス能ハ
サルコトス
又凡ク何処ノ学校ニ論ナク其資金ノ一部分ヲ
リトモ公會ノ支給ニ係リタルモノハ決レテ漫
ニ付托譲与ヲ為ス可ラサルモノトス故ヲ以テ
斯ノ如キ時ニ於テハ其付托物譲与物ニ関シテ
ハ一切本院ヨリ指令ヲ下シテ之カ處分ヲ為サ
サルナリ

第四條 凡ソ斯ノ如キ譲与ヲ為シタル後ニ於テハ時々金貨ノ決算ヲ為スヲアリ以テ其以前ニ於テ消費セル所ノ金額ヲ統計セシトテ要ス然リト云モカノ地所家宅ニ関セルモノハ渾テ之ヲ向ハサルニ措クヘシ
又一千八百七十年発行ノ初等教育條例ニ従フテ各所學區ノ納稅者ヨリ各其區中ノ學校ヲ補助スルトハ一切學務局ノ命令ニ拠リ且ツ其管理ニ屬シテ全ク其定規ニ遵由スルモノニ限ルヘキトトス若シ該局ノ管理ニ屬セサルモノハ

何寺ノ學校ニ論ナク決シテ納稅者ノ補助ヲ受クルトテ得サルナリ
且ツ凡ソ學校ノ譲与ヲ完了スル期日ヨリ後ハ渾テ學務局ヨリ其資金ヲ支給スヘキトトス其期日以前ニ於テハ之ヲ支給セサルトテ素ヨリ論ヲ俟タス
第五條 凡ソ學校譲与ハ新律書第十三節中ニ記載セル學校期年ニ於テ成就セル毎年資金收受ノ際ニ於テ管理者ヨリ其數額ヲ精査シテ之ヲ他人ニ付与スヘク要スヘキトトス

○学校ヲ以テ学務局ニ譲与スルコトヲ論ス
 若シ学校ヲ以テ学務局ニ譲与セシムルコト欲スルコト
 アレハ管理者ハ必ス其学校ニ属セル大小ノ各
 具若クハ一切ノ物品等ヲ調査シ以テ之ヲ一書
 ニ記シ且ツ其自家姓名ヲ録シテ之ヲ該局ニ送
 致セシムルヲ要ス該局委員ハ又之ヲ査閲シテ正
 確ニ受得スヘキコトヲ今其斯ノ如キ事件ニ関
 レテ管理者及ヒ学務局ノ遵奉スヘキ方法ヲ論
 セシトス

第一款 凡ソ学校譲与ヲ為シシムル者ハ

特ニ一千八百七十年発行ノ初学教育條例ノ旨
 趣ヲ遵奉セル学校管理者ニ限ルヘキコトス而
 シテ其学務局モ亦一切該條例ノ旨趣ニ従フテ
 之カ處分ヲ行ハシムルヲ要スルナリハ初学教育
 條例第二十三章ヲ参考スヘシム

第二款 凡ソ学校ヲ譲与セシムル其信用ヲ申
 告シテ之カ書冊ヲ作ルニ至レハ必ス其学務局
 及ヒ管理者ノ間ニ於テ約定セル期日ヲ以
 テ之ニ登録スヘキコトス且ツ其管理者ニ関セ
 ル一切処分決定及ヒ方法ヲモ記載セシムルヲ

要スルナリハ初学教育條例第二十三章ヲ参考
 スヘシヨ然リト虽モ其書冊ナルモノハ譲与ヲ
 為スヲニ就キ詳細ニ其方法等ヲ記載セサルモ
 ノトス
 若シ本文ニ記載セルカ如キ書冊中ニ於テ何
 等ノ方法若クハ旨趣ヲ以テ詳細ニ登録スル
 一アリ取り以テ實際ニ行フ可キモノアレハ
 敢テ之ヲ捐去セス難ク之ヲ点檢スルノ後ニ
 於テ之ニ通由スルモ亦妨ケナシトス
 第三款一前後ニ記載セル所ノ譲与處分ナルモ

ノハ渾テ是レ学校管理者ニ因テ申請セラルハ
 一アリテ学務局ヨリ之ヲ納容シ以テ之ヲ決定
 スルナリ而シテ其学校管理者ナルモノハ必ス
 其譲与ノ約定セル期日ニ於テ譲与ヲ果ス一ア
 ルヘシ且ツ其一切預約ノ方法制限ニ従フテ決
 シテ恣意妄行スルヲ無カルヘシハ初学教育條
 例第二十三章ヲ参考スヘシ
 第四款 業ニ上款ニ記載セルカ如キ譲与ニ関
 セル書冊ナルモノハ敢テ詳細ノ方法ヲ載録セ
 スト虽モ管理者ヨリハ必ス学務局ト協議スル

一アリ以テ預メ其方法ヲ決定セシムルヲ要スヘ
 二
 第五款 議与ノ處分既ニ其学校管理者ト学務
 局トノ協議ヲ經テ各其義務ヲ尽シ該局ニ於テ
 ハ施政上復タ一ノ障碍ヲ生スルコトナリ管理者
 モ亦其所要ニ称フテ更ニ他ノ異議ヲ主張スル
 コトナキニ至レハ乃チ之ヲ統学院ニ上申スルア
 リ各其委曲ノ情実ヲ具陳シテ万般事務ノ全ク
 緒ニ就キタルコトヲ明言シ該院ヲシテ能ク之カ
 承認ヲ為サシメンコトヲ要ス

第六款 凡ソ学務局及ヒ管理者ト相協議シテ
 斯ル如キ議与ヲ為スル前日ニ於テ其管理者ヨ
 リ事務處決人得失ヲ謀議セシムルカ為メ同夥ヲ徵
 集シテ會議ヲ與スルコトアルニ而後相共ニ反復
 論難シテ遂ニ其決議ヲ取ラシムルヲ要ス而シテ
 其決議ヲ取ルル方法ハ必ス其議員ニ分テ以
 上ノ定説ヲ以テス可キコトス
 第七款 上款ニ記載セルカ如キ會議ノ日ニ於
 テ議員三分ノ二以上ヨリ之カ決議ヲ為スル有
 レハ素ヨリ直ニ施行ス可キコトス故ニ学校議

与ヲ為スヲアラント欲スレハ必ス毎年會議ヲ
 與スヲアリ其管理者相集リテ論議スルヲアル
 ヘシ
 第八款 凡ソ斯ノ如キ會議ニ於テ議定スルア
 此ハ必ス之ヲ統學院ニ上申シ以テ其准許ヲ受
 ケザル可キス
 第九款 既ニ前款ニ於テ論述シタルカ如ク學
 校ノ議与ナルモハ必ス其管理者集議ノ上ニ
 テ論決シ以テ之ヲ學務局ニ申請シ且ツ方般ノ
 事情ヲ協議スル後ニ於テ行クヘキモノトス今

其彼此互ニ結約スル所ノ文書模式ヲ奉クシハ
 尤ハ如シ

凡ソ彼此互ニ協議結約シテ議与ヲ確定スル
 一アレハ何等ノ學校ニ論テ久而後渾テ其管
 理ヲ異ニスヘキ一
 此議与ニ関セラル一切ノ制限ハ渾テ教育條例
 第二十三章ノ旨趣ヲ遵奉シテ法ヲ取ルヘキ
 一
 凡ソ學校管理ノ權限若クハ其寄附等ニ関セ
 ル一ハ亦載セテ該條例第二十三章ニ在リ必

ス之ヲ参考スヘキト
凡ソ学校管理ノ事務ヲシテ整肅ナラレドモ
ト欲セハ必ス先ツ一千八百七十一年第七月
十七日発行ノ草案ヲ参考スルコトアリ以テ一
層ノ努力ヲ加フヘキトハ上文六十九葉ヲ参
看スヘシト該條例第二十三章ノ旨趣ニ從ヒ
ハ凡ソ管理者ヨリ学校ヲ讓与セシト欲スル
アレハ素ヨリ宜シク其雜舎什物ヲ以テ学務
局ニ附与スヘキハ論ヲ俟タス尚其学校ニ関
セル寄附物ヨリ其他一切瓊素ノ物品ニ至ル

迄尽ク之ヲ委託ニ毫モ留残スルコト無キヲ要
セリ故ニ源クコトノ旨ヲ歸シテ決シテ不正貪
吝ノ所爲アル可ラサルコトヲ示シ
第廿款ノ凡ソ上文ニ記載セルカ如キ時日ニ於
テ讓与セル所ノ学校ハ尔後直ニ其管理ヲ異ニ
シ一切前款ニ論述スル方法ヲ以テ学務局ヨリ
之ヲ統轄シ其制限ノ如キモ亦同一ナラシム
要ス且ツ一千八百七十年発行ノ初学教育條例
ニ遵由シテ学務局ヨリ設置セルモノト同般ニ
看做スコトヲ得ヘシ

○各區學校經費貸与ノ方法ヲ設ケ統學院ヨ
リ発行セシメ教令書ニ附シテ之ヲ頒布スル
我カ女帝陛下深ク教育經費ノ或ハ闕乏スル所
アラシク恐レ乃チ其管省官ニ命シテ之カ法則
ヲ論定セシメ下文疏述スル如キ規條ヲ制シテ
之ヲ本院ヨリ発行セシメタリ是レ蓋シ各區學
務局經費ノ空欠スルコトアルハ直ニ貸典事務局
ヨリ之ヲ賑救扶助スルコトアリ教育ノ成績ヲシ
テ一層ノ振起ヲ為サシメシコトヲ欲スルナリ
一千八百七十三年 統學院

第ニ月十五日

第一款 凡ソ各學區學務局教育上ノ資金ハ最
モ宜シク充足ス可キモノナルヲ以テ院長太ニ
心ヲ茲ニ用ヒ遂ニ方法ヲ定メテニ途ニ區分セ
リ乃其一一ハ資金ヲ貸与シテ之ヲ救済シ其
一ハ從來保有セル資金定額ヲ増サレハス且ツ
女帝陛下ノ監督官モ亦頗ル力ヲ尽サハルコト
ヲ以テ之ヲ実行セシメト欲スルニ至レリ其
第ニ款 若シ斯ノ如キ扶助ヲ行ハントスルニ
當リ其學區管理者及ヒ學務局委員ヨリ其學區

ニ於テハ更ニ何等ノ欠乏ナキコトヲ考定スルハ
直ニ該局ヨリ之カ報告ヲ發スヘキコトス
第三款 又若シ管理者及ヒ該局員ヨリ其学区
内ニ欠乏スルコトアルヲ考定スルモ更ニ他ノ特
別ナル方法アリ以テ之ニ給充スルアレハ亦該
局員ヨリ之カ報告ヲ發シ且ツ教育條例ノ第十
九章ニ掲載セル旨趣ニ從フテ各其適宜ノ處決
ヲ為ストコトヲ告知スヘシ凡ツ學務局ヨリ第五十
七章ノ旨趣ニ從フテ扶助ヲ受ケ以テ利益ヲ蒙
ラシコトヲ申請スルニ非レハ決シテ統學院ヨリ

モ之カ處分ヲ確定スルコトナキモノトス万一其
申請ノ發露スルコトアレハ必ス先ツ該院ヨリ其
学区ニ指令ヲ下シテ之ヲ決スヘシ
第四款 然レモ又管理者及ヒ學務局ニ於テ供
給セラルヘキ欠乏惣額ニ就キ若クハ充備セラ
ルヘキ場所ト其童男女少年等ノ記載トニ於テ
同意セサルモ共ニ承認セル所ノ欠乏ヲ給充ス
ルコトノ方法ニ就テ必ス異議抗論ヲ主張スルニ
至ラン
第五款 若シ斯ノ如キ異論ノ紛起スルコトアル

ハ能ク其事情ノ曲折ヲ尋思シ以下條挙スル所
ノ方法ニ從フテ之ヲ處決セシムラ要ス其方法
ノ如キハ院長ノ制定スル處ニシテ次ニ記載セ
ルモノ、如シ
第六款 若シ其管理者ヨリ申請スル欠乏ヲノ
學務局ノモノヨリ過大ナル債額ヲ有スルニ至レ
ハ院長必大之ヲ調査シ以テ其真債額ヲ定メ且
ツ之ヲ給充セシムカ為メニ該局ニ報告ヲ發スル
トアルヘシ
第七款 又若シ學務局員ノ欠乏惣額ヲシテ管

理者ヨリハ過大ナラレメハ以下記載ノ二條ニ
由リテ之ヲ決定スヘキトス

第一 最初ニ於テハ學務局ヨリ能ク心ヲ用
ヒテ証明スルコトアリ以テカノ監督者ノ申告
セルモノヨリハ其生徒ノ名數モ過多ナルコ
トヲ承認スヘシ又監督者ハ常ニ能ク万般ノ経
費ヲ算計スヘキトニシテ其算計ノ如キモ一
切証明セル所ノ法則ニ由ラシムラ要ス斯ノ
如ク算計スルコトアリ其學務局ヨリ申告セル
モノヲシテ確實正當ニ成就セルコトヲ疑フヘ

キ原因アルニ非レハ院長モ必ス之ヲ信用ス
 ルヲアリ以テ之カ申告ヲ納容スルヲアルヘ
 シ
 然ルニ學務局ハ又公立初学々校若ク
 ハ其他ノ学校ノ生徒人員ニ從テ監督者ヨ
 リ算計セル学校投資給金ノ惣額ニ就キ異議ヲ
 主張スルヲ得ヘキナリ
 斯ノ如ク學務局ト監督者ト相軋スルニ至レ
 ハ統學院ヨリ之ヲ制止スルカ許容スルカニ
 於テハ頓ル心カラ用ヒサルヲ得ス亦決レ

テ之ヲ輕易ニ付スルヲ得サルナリ
 又凡ソ何事ニ論ナク閱之スル所アルヨリ之
 カ扶助ヲ要請セントシ其數額ヲ算計スルニ
 就テハ特ニ公立初学々校ニ屬セル經費ニ由
 ルヘキヲニシテ他ノ学校ニ由ル可ラサルヲ
 院長ヨリモ正当ナルト考定スルニ至レリ
 然リトモモ從來學務局ナルモノハ其各區中
 ニ在リテ納税スル諸人ノ名代ト為サシカ為
 メニ撰奉設立セルモノナルヲ考察シ且ツ
 該局ハ其區中納税人一統ヲ管轄スル所ノ善

良ナル政府タルハ其區中ニ在ル学校ノ資給
ヲ増殖スルハ又善法ナル算計ヲ立テ申告ノ方
法ニ於テハ可及的或ル不費用ナル障碍ヲ抛
却シテ之カ紛雜ヲサフスルコトニ至リテ
ヨリ其職分タルコトハ院長ヨリモ之ヲ了スル
所タリ

第八款 前文論述スル如キノ故ヲ以テ若レ監
督者ヨリ斯ノ如キコトニ就テ申告スルコトアリ其
事情連リテ學務局ニ波及スルコトアレハ必ズ先
ツ其事件ノ最初ニ於テ貸与金ノ數額ニ関シテ

其利害ヲ考察スルコトアリ以テ遂ニ能ク明瞭正
當ニ各學區ノ要スル所ノモノヲ集メサル可ラ
サルナリ
又若レ斯ノ如キ際ニ當リテ學務局ヨリ要請ス
ルコト無キトキハ統學院ヨリ指令スルコトアリ該
局ノ其要請ヲ為スル至當ナルコトヲ告クハ
シ又之ト異ナリテ該局ヨリ申請スルキ貸与金
ノ非常許多人數額ヲ要シ其関スル所ハ一般ノ
學區ノ為メナルカ或ハ其一區ノ為メナルカ若
クハ学校中童男童女ノ等級中ノ為メナルモ院

長ハ更ニ之ヲ制止セス能ク其事情ヲ查察シテ
要用ナルトト考定スルトアレハ之ヲ該局ノ申
請スル処ニ任スヘキトス入監督官ヨリ斯ノ
如キトニ注意スルトアレハヤ切該官ト協議ス
ルトアレシラ要ス且ツ監督官ヨリ斯ノ如キト
ニ関レテ公報ヲ発行スルトアレハ亦渾テ該局
ノ調査ヲ經テ而後実行スヘキナリ而シテ該局
ノ斯ノ如キトヲ處決スルハ一般公行ノ定規ニ
遵由レテ行ヒ尚ホ統學院ヨリ承諾セラルトア
ル以下登載スル所ノ法則ニ從ハシトラ要ス

ヘシ

第九款 凡ソ學務局ヨリ賦稅ノ抵当ヲ以テ金
貨ヲ借受セント欲スルアレハ先ツ其以前ニ於
テ統學院ノ承諾ヲ受クヘキトス且ツカノ貸
典事務局ヨリ金貨ヲ借用セント欲スルトアレ
ハ亦必ス該院ノ嘉納ヲ待ツテ而後始テ実行ス
ルトヲ得ルヘシ

第十款 凡ソ院長ノ斯ノ如キ嘉納ヲ為スハ必
ス先ツ各區公立初学々校ノ定額金ヲ概算スル
トアリ而後一般學校資金ノ正実明確ナル關シ

ヲ知了シ到底若干金貨ヲ集ムル可ク要セサル
トヲ得サルヲ証明スルニ至リテ後始メテ行フ
トトス

既ニ斯ノ如ク該院長官ヨリ詳細ノ考察ヲ做シ
其各區學校資金ノ闕乏ヲ助扶スヘキ數額ヲ決
定スルトアレハ敢テ後日ニ至リテ各學區ヨリ
決シテ爭論抗議ヲ主張スヘキニ非ス而シテ又
斯ノ如ク決定スルトアレハ該院ト學務局ノ職
掌ハ尽キタルトトス

第十一款 若シ又既ニ固定要用ニアル學校資

給ノ或ル部外ヲ審知スルトナクシテ一般ノ欠
乏ヲ扶助セントスルトアレハ設若キ之ヲシテ
學務局ノ承認ヲ經テ通常ノ相場ニ於テ其金貨
ヲ貸受セントスルモ院長ハ決シテ之ヲ准許セ
スカノ貸与事務局ニ至リテ申請スルコトヲ得サ
ルナリ
凡ソ貸与事務局ノ統理貯蔵ニ屬スル所ノ資本
金ナルモノハ固ヨリ其制限ヲ定ムルモノニシ
テ決シテ漫ニ之ヲ貸与スルコトヲ得サルナリ故
ニ該局ヨリ貸与ヲ行フハ最モ其出納ノ法ヲ

歳ニシ設若ト確實云当ニシテ毫モ疑フ可ラサ
 ルモノナリトモ亦決シテ輕卒ニ貸与セサルナ
 リ然レトモ特ニ統学院ヨリ之ヲ許容スルコト
 レハ素ヨリ然ラサルコト又復要ナルコトア
 モ其証左ヲ現ハサス以テ該局エ申請スルコト
 リ因テ以テ之カ報酬ヲ爲サ申請スルモ其
 ルモ院長ハ毫モ之ヲ制止スルコトナカルベシ
 統学院輔官「フアール、サントラルド」印
 都邑及ニ州郡ニシテ学務局ヲ設置セルモノ
 、目錄ヲ挙クレハ左ノ如シ

州郡	都邑	州郡	都邑
ベルクス	リーデング	ケント	カニテルブリー
ハツクス	ハツキンアム		ボツチエストル
チエストル	チツビンクイヨグ		アストンライン
	コングルトン	ランカストル	ブラックホルン
	マツクルスファイルド		ホルトン
	スタリーブリーゲ		ブートルヨリナクル
	ストツクホルト		ホルンレー
コルンワール	ホツドミン		リヴァイルプール
	ヘルストン		

ワアウイク	ビルミンアム	カルヂガン	アベリースウイス
サアセワクス	ブライイトン	アングルセイ	ビウマアリース
サアフラルク	アイプスウエス		ワアクファイルド
	ウラルザエルムプトン		セツファイルド
	ワアルサアル		ミツドルスホーロー
	スタアフラルド		リーツ
	ニウカウスルア ダアライム		キングストニランホー ール

スタアフラルド	ロニートン	ヨトク	ハッデルスファイルド
ハンイツ	ポルツマウス		マウグイル
グラーセストル	ブリストル	ソメルレツト	バツス
	サンデルラインド		フリッデワートル
			カルド

終